

財務省告示第二百八十四号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年七月二十六日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年八月二十四日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

合 計	〃	〃	五 年 （ 変 動 ・ 十 債	利 付 国 庫 債	国 債 の 名 称
	回 第 二 十 六	第 十 回	第 八 回		記 号
六 百 億 円	三 百 億 円	百 億 円	二 百 億 円		総 額 面 金 額 の
	三 九 銭 十 六 円 八 十	五 九 銭 十 六 円 九 十	九 十 七 円 八 十	銭	額 当 面 格 た り 金 額 の 買 入 円